

(略)

東京都監査委員	保	坂	まさひろ
同	中	村	ひろし
同	茂	垣	之 雄
同	後	藤	靖 子
同	小	粥	純 子

令和 7 年 1 2 月 2 1 日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 4 2 条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。よって、法第 2 4 2 条第 5 項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

#### 記

本件請求において、請求人は、教職員からの健康申告に基づき就業上の危険評価、産業医照会、就業調整判断をせずに行われた業務命令等は安全配慮義務を怠った不当な事務執行であるとして、就業上の危険評価、産業医意見形成、合理的配慮検討を行う体制整備等を求めているものと解される。

法第 2 4 2 条第 1 項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法、不当な財務会計上の行為（①公金の支出、②財産の取得・管理・処分、③契約の締結・履行、④債務その他の義務の負担、⑤公金の賦課・徴収を怠る事実、⑥財産の管理を怠る事実に限定されている。）があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。

請求人は、東京都教育委員会及び都立学校管理職等が、教職員から健康申告及び医学的制約が明確に提示されていたにもかかわらず、これを前提とした必要な対応等を行わず安全配慮義務を怠った事務執行を継続してきたこと、個人情報不適切利用事案において適切な対応が行われなかったこと、訴訟において教育庁職員が請求人の勤務実態について誇張的な供述及び私生活について侮辱的評価をする供述を行ったこと、パワーハラ

メント被害を申告した請求人に人事異動を行うなど被害者保護を欠いた人事判断を行ったこと等により、都に財務的負担が生じる旨の主張をしている。しかし、これらの主張にある東京都教育委員会及び都立学校管理職等の行為は、上記①から⑥までのいずれにも該当しないため、都の財務会計上の行為を対象とした請求であるとはいえない。したがって、本件請求は、住民監査請求の対象にはならない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。